奨学金返還支援事業

奨学金を返還している方を支援します

大口町では、大学等の学生時代に、自身の修学のために、本人が貸与型奨学金（有利子・無利子を問いません）を借りられ、現在、返還中の方を支援します。助成金は1年の上限を1万円とし、連続する3年間支援します（毎年申請が必要です）。

対象となる方

▽令和元年8月1日時点において、継続して1年以上大口町に住所を有している方。

▽本人が、学生時代に自身の修学のため貸与型奨学金を借りられた方で、平成30年8月から令和元年7月の1年間に、奨学金を返還された方。

▽申請時に町税の滞納がない方。

必要な書類

▽助成金支給申請書兼請求書（様式は学校教育課窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください）

▽貸付団体が発行した、奨学金を返還していることがわかるもの（奨学金返還証明書など）

▽平成30年8月から1年間に支払った返還金額がわかるもの（引き落としされたことがわかる通帳の写し等）

▽入金を希望する申請者本人の通帳の写し（金融機関、支店名、口座名義、口座番号、預貯金種別がわかるもの）

※現金でのお渡しはできません。

受付期間

8月1日(木)から9月2日(月)（祝日を除く）

受付場所等

学校教育課窓口（大口町中央公民館2階）

午前8時30分から午後5時15分

※8月15日(木)から30日(金)（土日を除く）は、午後7時まで受け付け時間を延長します。

生涯学習課窓口（大口町中央公民館2階）午前8時30分から午後5時15分　※土日のみ受け付け

郵送受付　9月2日(月)必着（書類送付先）〒480-0126 丹羽郡大口町伝右一丁目47番地 大口町教育委員会学校教育課　宛

問合せ先

学校教育課　☎95-4446

メール　kyouiku@town.oguchi.lg.jp

特別支援学校の給食費補助

対象　町内にお住まいで、特別支援学校に在籍する児童または生徒の保護者の方

補助金額　給食費1食当たりの単価に給食実日数を乗じた額の2分の1

※国から給食費の一部の補助を受けている場合は、給食費1食当たりの単価から国の補助額を除いた2分の1となります。

※国から給食費の全部の補助を受けている場合は、補助はありません。

対象期間・申請・交付

①4月から6月分　8月末日までに申請、9月交付　②7月から11月分　12月末日までに申請、1月交付　③12月から3月分　3月末日までに申請、4月交付

※申請は、土・日および祝日を除く

申請に必要なもの　大口町特別支援学校給食費補助金交付申請書兼請求書（学校教育課、各特別支援学校で用意。申請書兼請求書中に、対象期間の給食実日数等を各学校で証明）

申請場所　中央公民館2階　学校教育課

問合せ先　学校教育課　☎95-4446

行政相談委員の表彰

行政相談委員は、国の仕事や行政サービスなどについて、皆さんの身近な相談相手として、総務大臣から委嘱を受けた民間有識者の方です。

4月23日(火)、本町の行政相談委員を長きにわたり務めていただいた今枝達夫さんの功績に対し、総務省中部管区行政評価局長より感謝状が贈呈されました。